

---

令和7年度第3回  
富津市国民健康保険事業運営協議会

---

令和8年2月5日(木)

市民部国民健康保険課

# 目 次

## 諮問事項

- 1 富津市国民健康保険税条例の一部改正について  
..... 1～27
  
- 2 令和8年度富津市国民健康保険事業計画（案）について  
.....別冊資料
  
- 3 令和8年度富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）について  
.....28～37

## 報告事項

- 富津市国民健康保険事業特別会計中期収支見通しの中間報告について  
.....38～40

## 諮問事項

富津市国民健康保険税条例の改正について



# 諮問事項 富津市国民健康保険税条例の改正について

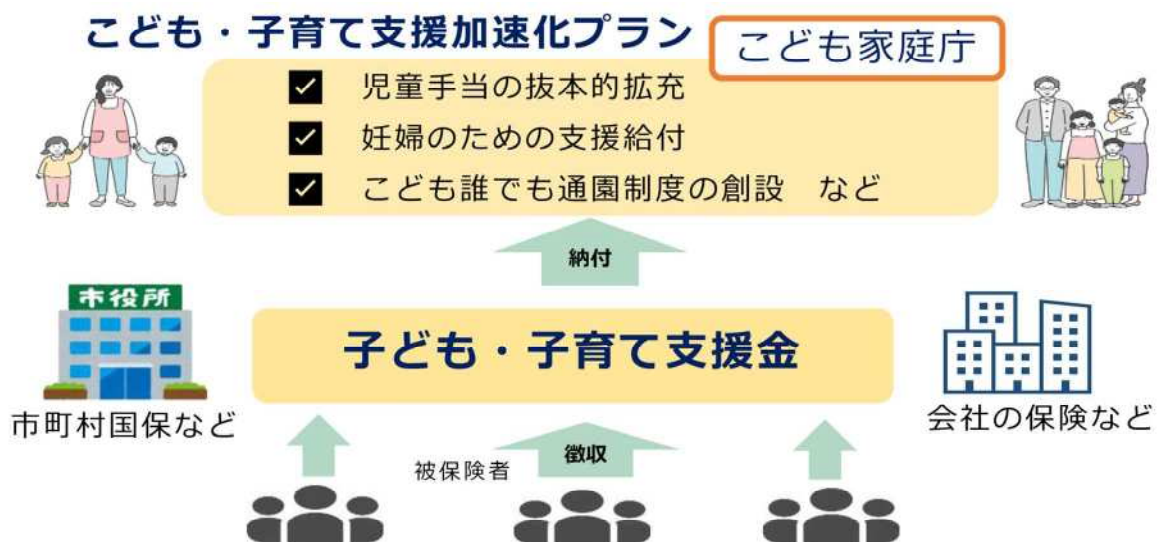
## 1 子ども・子育て支援金制度の導入に伴う改正

### (1) 子ども・子育て支援金制度とは

- ① 国は、令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」で令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「加速化プラン」をとりまとめた。
- ② その後、「加速化プラン」の安定財源として「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む法律が、令和6年6月12日に成立した。
- ③ 令和8年度以降、全ての保険者（国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合等）が医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援納付金を被保険者から徴収し、国に納付金として納付する。
- ④ 納付金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度に6,000億円、9年度に8,000億円、10年度に1兆円規模となる予定。

#### 【加速化プランの主な施策（子ども・子育て支援納付金充当事業）】

- ・ 児童手当の拡充（所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間の延長、第3子以降の支給額増額）[令和6年10月～]
- ・ 妊婦のための支援給付（妊婦・出産時の10万円の給付金）[令和7年4月～]
- ・ 出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）[令和7年4月～]
- ・ 育児時短就業給付（時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給）[令和7年4月～]
- ・ こども誰でも通園制度（乳児等が、月の一定時間までの枠の中で時間単位で柔軟に通園できる制度）[令和8年4月～]
- ・ 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設[令和8年10月～]



## (2) 子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

- ① 医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」に加え、「子ども・子育て支援金分」が課税される。
- ② 低所得世帯の軽減措置（医療保険制度と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））の適用、また、支援金額に賦課上限を設けることとし、その他詳細については現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- ③ 本制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額は免除され、その免除した額（18歳未満被保険者の均等割総額）を、18歳以上被保険者で負担する。

### ○富津市の子ども・子育て支援金導入後の国民健康保険制度（令和8年度～）

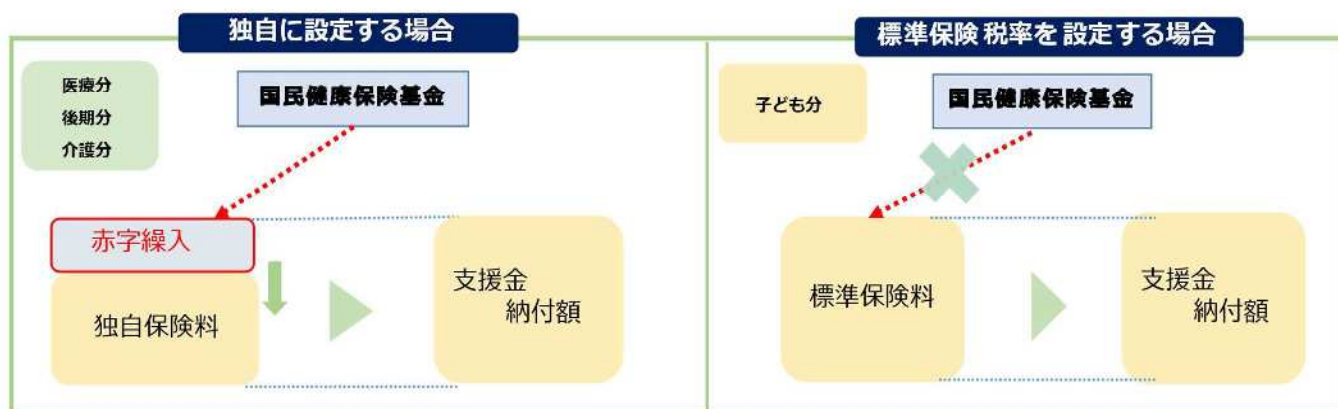
国民健康保険税		所得割	均等割	18歳以上 均等割	
医療分	7.40%	41,000円			全被保険者
後期高齢者支援金分	2.50%	13,800円			
介護分	2.40%	13,700円			40歳～64歳まで
子ども・子育て支援金分	0.29%	1,700円	100円		全被保険者（※）

（※）18歳に達する年度までの子どもに係る支援金の均等割額の10割を軽減

### (3) 税率設定の考え方について

- ① 平成 30 年度までは市町村で国民健康保険財政を運営し、市町村ごとに保険税率を設定していた。
- ② 平成 30 年度からは国保財政運営の責任主体が千葉県に移行（国保広域化）したことにより納付金制度が開始され、納付金を賄うため県が標準保険税率を示すこととなり、市町村は、県が示す標準保険税率を元に保険税率を設定することが原則となった。
- ③ 本市においては、従前の保険税率と標準保険税率の差が大きく、標準保険税率を設定した場合、被保険者の急激な負担増となることから、国民健康保険基金の繰り入れにより、標準保険税率より低い税率を維持し、被保険者の負担軽減を図ってきた。
- ④ 子ども・子育て支援金は、国保広域化後に初めて導入され、従前の保険税率と標準保険税率との差がないため、県に納付する子ども・子育て支援金納付額に見合った保険税率を設定する必要がある。

⇒納付金を賄うための参考として千葉県が示す「富津市標準保険税率」を採用。



(4) 県算定の富津市標準保険税率について



**所得段階別の支援金額について (※2) (単位：円)**

【1人世帯】				【2人世帯】				【3人世帯】			
所得	軽減	年間	月額	所得	軽減	年間	月額	所得	軽減	年間	月額
43万	7割	500	41	43万	7割	1,100	91	43万	7割	1,600	133
73.5万	5割	1,800	150	104万	5割	3,600	300	134.5万	5割	5,400	450
99万	2割	3,100	258	155万	2割	6,100	508	211万	2割	9,200	766
300万	—	9,300	775	300万	—	11,100	925	300万	—	12,900	1,075
600万	—	18,000	1,500	600万	—	19,800	1,650	600万	—	21,600	1,800
900万	—	26,700	2,225	900万	—	28,500	2,375	900万	—	30,000	2,500

- ※1 県から示される標準保険税率は1円単位のため、端数調整して額を設定している。(下記比較表参照)
- ※2 18歳以上のみの世帯の場合。

**【参考】令和8年度県算定の標準保険税率比較 (子ども分)**

保険者名	所得割	均等割	18歳以上均等割
富津市	0.29	1,610	72
木更津市	0.28	1,781	121
君津市	0.26	1,826	129
袖ヶ浦市	0.25	1,822	141

## (5) 令和8年度以降の支援金について

- ① 納付金は国全体で令和8年度に6,000億円、9年度に8,000億円、10年度に1兆円規模となる予定であり、段階的に増額となる見込み。
- ② そのため、被保険者から徴収する支援金についても段階的に増額となる見込み。  
⇒今後、本市においても、県の示す標準保険税率に基づき令和10年度まで段階的に保険税率を改定していく。

なお、医療分、後期分及び介護分については、引き続き令和6年度に策定した収支改善策に基づき、3年間は同一税率とし定期的な見直しを行う。

### 【1人当たり支援金額（平均月額）のイメージ】



※1人当たり支援金額は、県の示す納付金算定結果に基づき試算しており、令和9年度以降の納付金算定結果は現状示されていないため、国平均の伸び率と本市の1人当たり支援金額の伸び率を同率と仮定し試算した。

## (6) 施行期日

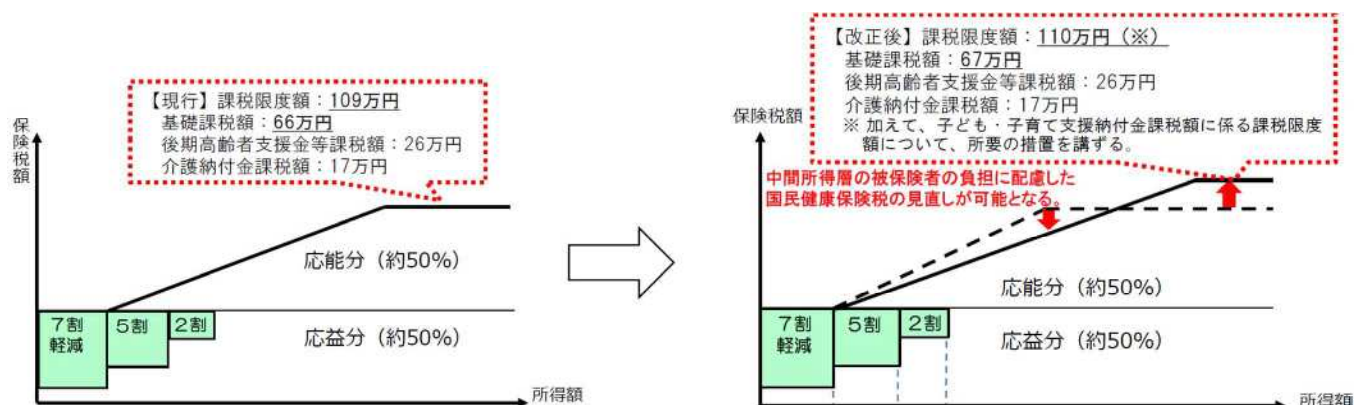
令和8年4月1日

※改正政令は、例年3月下旬に公布予定であり、その改正事項は令和8年度国民健康保険税から適用させることから、周知期間の確保等により議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、市長の専決処分にて条例改正予定。

## 2 課税限度額の改正

### (1) 課税限度額の改正に関する要点

- ① 国民健康保険税の所得割は、税の応能原則（税を納めることができる資力に応じた税額を負担する）の考え方にに基づき、国民健康保険法等により、所得の大きさに応じて税額が大きくなるが、その上限（課税限度額）が設けられている。
- ② 被保険者の平均所得が増加すると、課税限度額の改正がない場合、課税限度額に達している世帯（高所得世帯）は税額が増加せず、達していない世帯（低～中所得世帯）のみ税額が増加することとなる。
- ③ 国は、被保険者間の保険税負担の公平性と中低所得者層の負担軽減を図るため、「令和8年度税制改正大綱」（令和7年12月26日閣議決定）等において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げに関する法令の改正を行うこととした。  
※改正政令は、例年3月下旬に公布予定。
- ④ 保険税の課税は、条例で定める必要があることから改正を行う。
- ⑤ 例年5月の国民健康保険事業運営協議会で諮問し、6月議会定例会の議決により改正しているところだが、課税限度額の改正は子ども・子育て支援納付金の賦課決定に必要であるため、子ども・子育て支援金の改正に併せて改正を行う。



### (2) 法令上の規定

#### ① 地方税法

##### (国民健康保険税)

#### 第703条の4

11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

37 第30項の子ども・子育て支援納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

## ② 地方税法施行令

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) ※下線が改正箇所

第 56 条の 88 の 2 法第 703 条の 4 第 11 項に規定する政令で定める金額は、67 万円とする。

2 法第 703 条の 4 第 19 項に規定する政令で定める金額は、26 万円とする。

3 法第 703 条の 4 第 27 項に規定する政令で定める金額は、17 万円とする。

### 【子ども分】

法第 703 条の 4 第 37 項に規定する政令で定める金額は、3 万円とする。

## ③ 富津市国民健康保険税条例【改正案】※下線が改正箇所

(課税額)

### 第 2 条

2 前項第 1 号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第 1 項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第 2 項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 67 万円 を超える場合においては、基礎課税額は、67 万円 とする。

3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 24 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24 万円とする。

4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17 万円とする。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（法第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

## (3) 改正内容

課税区分	現行 (令和 7 年度)	改正案 (令和 8 年度)	差引
基礎課税額 (医療分)	6 6 万円	<u>6 7 万円</u>	<u>+ 1 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額 (後期分)	2 6 万円	2 6 万円	± 0 万円
介護納付金課税額 (介護分)	1 7 万円	1 7 万円	± 0 万円
子ども・子育て支援納付金課税額 (子ども分)	0 円	<u>3 万円</u>	<u>+ 3 万円</u>
合 計	1 0 9 万円	<u>1 1 3 万円</u>	<u>+ 4 万円</u>

(4) 施行期日

令和8年4月1日

※改正政令は、例年3月下旬に公布予定であり、その改正事項は令和8年度国民健康保険税から適用させることから、周知期間の確保等により議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、市長の専決処分で条例改正予定。

(5) 影響を受ける世帯数(令和7年度賦課ベース参考値)

	現行			改正案		
	全世帯数	超過世帯	割合(%)	全世帯数	超過世帯	割合(%)
医療分	6,036	73	1.21	6,036	72	1.19
後期分	6,036	47	0.78	6,036	47	0.78
介護分	2,528	69	2.73	2,528	69	2.73

(6) 改正による影響額(調定額令和7年度賦課ベース参考値)

単位：千円

	現行	改正案	うち影響額
医療分	636,488	637,199	+711
後期分	216,697	216,697	±0
介護分	77,729	77,729	±0
合計	930,914	931,625	+711

※影響額 【医療分】 1千円～ 9千円 1世帯 7千円  
10千円 71世帯 704千円

※(5)、(6)の子ども・子育て支援納付金課税額(子ども分)については、システム整備中であり正確な試算が困難なため含めず。

(7) 課税限度額の変遷

単位：万円

	S61	S62	S63	H01	H02	H03	H04	H05	H06	H07	H08	H09	H10	H11
医療分	37	39	40	42	42	44	46	50	50	52	52	52	52	52
後期分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	37	39	40	42	42	44	46	50	50	52	52	52	52	52
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
医療分	53	53	53	53	53	53	53	56	47	47	50	51	51	51
後期分	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	13	14	14	14
介護分	5	5	5	7	7	8	9	9	9	10	10	12	12	12
合計	58	58	58	60	60	61	62	65	68	69	73	77	77	77
	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	
医療分	51	52	54	54	58	61	63	63	65	65	65	66	67	
後期分	16	17	19	19	19	19	19	19	20	22	24	26	26	
介護分	14	16	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	17	
子ども分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
合計	81	85	89	89	93	96	99	99	102	104	106	109	113	

### 3 軽減判定所得基準の改正

#### (1) 軽減判定所得基準の改正に関する要点

- ① 国民健康保険税の均等割は、税の応益原則（被保険者全員が所得にかかわらず平等に負担する）の考え方にに基づき、国民健康保険法等により、被保険者全員が同額を負担するが、低所得者世帯の負担軽減を図るため軽減措置が設けられている。
- ② 被保険者の平均所得が増加すると、軽減判定所得基準の改正がない場合で、当該世帯の所得が基準額を超えたときは、均等割の軽減が受けられなくなる。
- ③ 国は、消費者物価などの経済的動向を踏まえ、「令和8年度税制改正大綱」（令和7年12月26日閣議決定）等において、軽減判定所得の基準額の引上げに関する法令の改正を行うこととした。

※改正政令は、例年3月下旬に公布予定。

- ④ 保険税の課税は、条例で定める必要があることから改正を行う。
- ⑤ 例年5月の国民健康保険事業運営協議会で諮問し、6月議会定例会の議決により改正しているところだが、軽減判定所得基準の改正は子ども・子育て支援納付金の賦課決定に必要であるため、子ども・子育て支援金の改正に併せて改正を行う。

#### (2) 法令上の規定

##### ① 地方税法

（国民健康保険税の減額）

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（略）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

##### ② 地方税法施行令

（国民健康保険税の減額）※下線が改正箇所

第56条の89

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円を超えない世帯 10分の7

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に **31万円** を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に **57万円** を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の2

③ 富津市国民健康保険税条例【改正案】※下線が改正箇所

(国民健康保険税の減額)

第 11 条

- (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(略) を超えない世帯に係る納税義務者
- (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(略) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 31 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
- (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(略) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 57 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(3) 改正内容

区分	現行	改正案
7 割 軽減	世帯の所得の合計額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下	改正なし
5 割 軽減	世帯の所得の合計額 43 万円 + ( <u>305,000 円</u> × 加入者及び特定同一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下	世帯の所得の合計額 43 万円 + ( <u>31 万円</u> × 加入者及び特定同一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下
2 割 軽減	世帯の所得の合計額 43 万円 + ( <u>56 万円</u> × 加入者及び特定同一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下	世帯の所得の合計額 43 万円 + ( <u>57 万円</u> × 加入者及び特定同一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下

(4) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

※改正政令は、例年 3 月下旬に公布予定であり、その改正事項は令和 8 年度国民健康保険税から適用させることから、周知期間の確保等により議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、市長の専決処分にて条例改正予定。

(5) 改正による影響額 (調定額令和 7 年度賦課ベース参考値) (単位: 千円)

項目	軽減額		影響額	影響を受ける世帯
	現行	改正案		
7 割軽減	86,516	86,516	± 0	0 世帯
5 割軽減	38,196	<u>38,703</u>	<u>+ 507</u>	<u>9 世帯</u>
2 割軽減	12,996	<u>13,237</u>	<u>+ 241</u>	<u>10 世帯</u>
合計	137,708	<u>138,456</u>	<u>+ 748</u>	<u>19 世帯</u>

※子ども・子育て支援納付金課税額 (子ども分) については、システム整備中であり正確な試算が困難なため含めず。

**【参考】 条例改正による世帯別の影響額（モデルケースによる試算）等**

① 国保加入者が1人の世帯

夫 65歳 所得70万円（給与収入125万円、年金収入120万円）

※5割軽減適用

区分	現行	改正案	影響額
医療分	40,400	40,400	±0
後期分	13,600	13,600	±0
介護分	0	0	±0
子ども分	0	<u>1,600</u>	<u>+1,600</u>
合計	54,000	<u>55,600</u>	<u>+1,600</u>

② 国保加入者が2人の世帯

夫 65歳 所得70万円（給与収入125万円、年金収入120万円）

妻 65歳 所得0円（年金収入60万円）

※5割軽減適用

区分	現行	改正案	影響額
医療分	60,900	60,900	±0
後期分	20,500	20,500	±0
介護分	0	0	±0
子ども分	0	<u>2,500</u>	<u>+2,500</u>
合計	81,400	<u>83,900</u>	<u>+2,500</u>

③ 国保加入者が4人の世帯

夫 40歳 所得300万円（給与収入430万円）

妻 40歳 所得45万円（給与収入100万円）

小学生1人、未就学児1人

区分	現行	改正案	影響額
医療分	322,800	322,800	±0
後期分	108,800	108,800	±0
介護分	89,500	89,500	±0
子ども分	0	<u>11,100</u>	<u>+11,100</u>
合計	521,100	<u>532,200</u>	<u>+11,100</u>

※本市の国保世帯の人数構成は、国保加入者が1人の世帯が約6割、2人の世帯が約3割で、約9割を占めている。

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>富津市国民健康保険税条例</p> <p>昭和46年4月25日 条例第49号</p> <p>〔注〕平成15年6月から改正経過を注記した。</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2） 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（3） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護</p>	<p>富津市国民健康保険税条例</p> <p>昭和46年4月25日 条例第49号</p> <p>〔注〕平成15年6月から改正経過を注記した。</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2） 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（3） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護</p>

<p>保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者(前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。</p>	<p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者(前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>
<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合にお</p>	<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合にお</p>

いては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第7条の4 第2条第5項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1,700円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)

第7条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、国保課税18歳

以上被保険者(国保課税被保険者のうち18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に

<p>規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について28,700円</p>	<p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について28,700円</p>
<p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,660円</p>	<p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,660円</p>
<p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,590円</p>	<p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,590円</p>
<p>エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,190円</p>	<p>エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,190円</p>
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>

<p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について20,500円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について6,900円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について6,850円</p>	<p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について20,500円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について6,900円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について6,850円</p> <p><u>エ 子ども・子育て支援助納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について850円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援助納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国保課税18歳以上被保険者 1 人について50円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について8,200円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,760円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,740円</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について8,200円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,760円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,740円</p> <p><u>エ 子ども・子育て支援助納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について340円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援助納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国保課税18歳以上被保険者 1 人について20円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が</p>

<p>ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,150円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,250円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,400円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 20,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,070円 イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,450円 ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,520円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,900円</p>	<p>ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,150円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,250円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,400円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 20,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,070円 イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,450円 ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,520円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,900円</p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 255円</u> イ <u>前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 425円</u> ウ <u>前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 680円</u> エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円</u></p>
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の389第3</p>	<p>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の389第3</p>

<p>4 項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>及び</u>被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額は、当該所得割額<u>及び</u>被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額は、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額は、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>4 項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額は、当該所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額は、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額は、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
--	--

<p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
	<p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
	<p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
	<p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
	<p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規</p>

<p>定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>(旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免)</p> <p>第14条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下「旧被扶養者」という。）が属する世帯の国民健康保険税について、<u>必要と認められるものに對し</u>その納税義務者からの申請に基づいて減免を行うものとする。</p>	<p>(旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免)</p> <p>第14条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下「旧被扶養者」という。）が属する世帯の国民健康保険税について、<u>その納税義務者からの申請に基づいて減免を行うものとする。</u></p>
<p>(1) 資格取得日において65歳以上である者</p> <p>(2) 資格取得日の前日において次のいずれかに該当する者（当該資格取得日において高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。）</p> <p>イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者</p> <p>ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による共済組合の組合員</p> <p>エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼付すべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）</p>	<p>(1) 資格取得日において65歳以上である者</p> <p>(2) 資格取得日の前日において次のいずれかに該当する者（当該資格取得日において高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。）</p> <p>イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者</p> <p>ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による共済組合の組合員</p> <p>エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼付すべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）</p>

<p>2 前項の規定により減免する額は、第3条及び第5条の3の規定により旧被扶養者について算出される基礎課税額に係る所得割額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額</p> <p>の合算額並びに次の各号に定める区分に従い当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第11条第1項各号の規定の適用を受けない世帯の場合</p> <p>及びイ の項目ごとに定める額の合算額</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p>	<p>2 前項の規定により減免する額は、第3条、第5条の3及び第7条の4の規定により旧被扶養者について算出される基礎課税額に係る所得割額、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の合算額並びに次の各号に定める区分に従い当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第11条第1項各号の規定の適用を受けない世帯の場合</p> <p>次のア からエまでの項目ごとに定める額の合算額</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>ウ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額に係る被保険者均等割額 第7条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額に係る被保険者均等割額 第7条の6に規定する国保課税18歳以上被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p>
<p>(2) 第11条第1項第3号の規定の適用を受ける世帯の場合</p> <p>次のア からイまでの項目ごとに定める額の合算額</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号アに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の</p>	<p>(2) 第11条第1項第3号の規定の適用を受ける世帯の場合</p> <p>次のア からエまでの項目ごとに定める額の合算額</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号アに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の</p>

<p>5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号イに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p>	<p>5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号イに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p>
<p>3 第1項の規定による国民健康保険税の減免の申請は、国民健康保険法第9条の規定による被保険者の資格の取得の届出書又は前条第2項に規定する申請書により行うものとする。</p> <p>4 第10条の規定は、前3項の規定により国民健康保険税の減免が行われる場合について準用する。この場合において、同条第1項中「第11条の規定による減額」とあるのは「第14条の2の規定による減免」と読み替えるものとする。</p>	<p>ウ <u>子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額に係る被保険者均等割額</u> 第7条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号エに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>エ <u>子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額に係る被保険者均等割額</u> 第7条の6に規定する国保課税18歳以上被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号オに規定する国保課税18歳以上被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p>
<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条 <u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及</u></p>	<p>5 <u>第2項各号に定める額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り減免する。</u></p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及</p>

<p>び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額</p>

<p>とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」であるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例)</p>	<p>とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」であるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」と</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」と</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

<p>とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第11条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第11条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある</p>

<p>のは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>のは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合同に定める第3条、第5条の3、第6条、及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第11条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合同に定める第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第11条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合同に定める第3条、第5条の3、第6条、及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合同に定める第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴</p>

<p>う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

## 諮問事項

令和8年度富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

令和8年度 富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）

（歳入）

（単位：円）

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増 減 額	補足 説明	概 要
<b>1 款 国民健康保険税</b>	<b>837,714,000</b>	<b>905,750,000</b>	<b>68,036,000</b>	◎	
国民健康保険税	837,714,000	905,750,000	68,036,000		国民健康保険法の改正により平成30年度から、保険税は県に納付する国民健康保険事業費納付金と、市単独事業を賄うために賦課徴収する。
現年分					●医療給付費分 国民健康保険事業費納付金の医療給付分と、特定健診等の費用など市単独事業の財源となる。全被保険者に賦課する。
医療給付費分	533,340,000	569,278,000	35,938,000		
後期高齢者支援金分	182,063,000	193,662,000	11,599,000		●後期高齢者支援金分 国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等分の財源となる。全被保険者に賦課する。
介護納付金分	70,121,000	68,615,000	-1,506,000		●介護納付金 国民健康保険事業費納付金の介護納付金分の財源となる。40歳以上64歳までの、介護保険第2号被保険者に賦課する。
子ども・子育て支援納付金分		24,032,000	24,032,000		●子ども・子育て支援納付金 国民健康保険事業費納付金の子ども・子育て支援納付金分の財源となる。全被保険者に賦課する（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもの均等割については、全額減免。）【令和8年度新規】
滞納繰越分					※現年分 税率改定及び子ども子育て支援納付金分の賦課開始により、70,063千円の増額
医療給付費分	35,336,000	33,696,000	-1,640,000		
後期高齢者支援金分	10,731,000	10,617,000	-114,000		
介護納付金分	6,123,000	5,850,000	-273,000		翌年度への滞納繰越額が減少する見込みであるため、2,027千円の減額
子ども・子育て支援納付金分		0	0		
<b>2 款 使用料及び手数料</b>	<b>300,000</b>	<b>200,000</b>	<b>-100,000</b>	◎	督促手数料の見込額 督促手数料は1件50円
<b>3 款 国庫支出金</b>	<b>660,000</b>	<b>0</b>	<b>-660,000</b>	◎	
国庫補助金	660,000	0	-660,000		
デジタル基盤改革支援補助金	660,000	0	-660,000		地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業に対する補助金
<b>4 款 県支出金</b>	<b>3,861,096,000</b>	<b>3,551,995,000</b>	<b>-309,101,000</b>	◎	
県負担金	3,861,096,000	3,551,995,000	-309,101,000		
普通交付金	3,783,838,000	3,479,805,000	-304,033,000	◎	保険給付費に係る費用に対して交付される交付金
特別交付金	77,258,000	72,190,000	-5,068,000		
保険者努力支援分	15,919,000	15,646,000	-273,000		医療費の適正化に向けた取組に対する支援として交付される保険者努力支援制度による交付金
特別調整交付金（市町村分）	9,357,000	8,956,000	-401,000		特別調整交付金 保険者間で財政力の不均衡を調整するための国及び県交付金
県繰入金分（2号分）	33,752,000	30,716,000	-3,036,000		
特定健康診査等負担金	14,993,000	13,846,000	-1,147,000		市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用のうち、基本額の3分の2が補助される。
健康増進事業費補助金	3,237,000	3,026,000	-211,000		健康増進法に基づく保健事業（特定健康診査に係るもの）に要する費用のうち、基本額の3分の2が補助される。
<b>5 款 財産収入</b>	<b>200,000</b>	<b>1,279,000</b>	<b>1,079,000</b>	◎	国民健康保険基金に係る利子
<b>6 款 繰入金</b>	<b>602,126,000</b>	<b>508,871,000</b>	<b>-93,255,000</b>	◎	一般会計及び国民健康保険基金から繰入されるもの
一般会計繰入金	424,708,000	434,445,000	9,737,000		法令及び地方財政計画に基づく一般会計からの繰入金
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	143,076,000	143,752,000	676,000		低所得者の保険税軽減分を補填する保険基盤安定繰入金
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	79,600,000	88,591,000	8,991,000		低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税を軽減する保険基盤安定繰入金
未就学児均等割保険税繰入金	2,161,000	2,015,000	-146,000		未就学児の国民健康保険税均等割額軽減分を補填する繰入金
事務費繰入金	31,848,000	31,756,000	-92,000		国民健康保険事業のうち、1款 総務費の事務費に係る繰入金
出産育児一時金繰入金	5,334,000	0	-5,334,000	◎	出産育児交付金制度の創設により廃止
財政安定化支援事業繰入金	18,610,000	18,550,000	-60,000		国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金
職員給与費等繰入金	143,838,000	149,236,000	5,398,000		1款 総務費の職員人件費に係る繰入金
産前産後保険税繰入金	241,000	545,000	304,000		出産する被保険者の産前産後期間に係る保険税免除分を補填する繰入金
国民健康保険基金繰入金	177,418,000	74,426,000	-102,992,000	◎	
<b>7 款 繰越金</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>0</b>		前年度に発生した剰余金
<b>8 款 諸収入</b>	<b>23,903,000</b>	<b>33,904,000</b>	<b>10,001,000</b>	◎	国民健康保険税の延滞金、第三者行為や不当利得等による保険給付費の返納金などの収入
<b>合 計</b>	<b>5,326,000,000</b>	<b>5,002,000,000</b>	<b>-324,000,000</b>		

(歳出)

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増 減 額	補足 説明	概 要
<b>1 款 総務費</b>	<b>176,648,000</b>	<b>181,194,000</b>	<b>4,546,000</b>		
総務管理費	146,473,000	150,809,000	4,336,000		国民健康保険事業を運営するための事務費、職員人件費、運営協議会費及び国民健康保険団体連合会事務費負担金
徴税費	29,114,000	29,157,000	43,000		
運営協議会費	412,000	416,000	4,000		
趣旨普及費	649,000	812,000	163,000		
<b>2 款 保険給付費</b>	<b>3,797,442,000</b>	<b>3,492,809,000</b>	<b>-304,633,000</b>	◎	
療養諸費	3,255,938,000	3,028,905,000	-227,033,000	◎	
療養給付費	3,222,000,000	2,997,000,000	-225,000,000		被保険者が医療を受けたとき、及び医師の処方箋により調剤薬局で調剤を受けたときに、被保険者が負担区分に応じて保険医療機関の窓口で支払う3割又は2割の自己負担金を控除した残りの7割又は8割の国民健康保険からの保険給付費
療養費	22,000,000	22,000,000	0		申請に基づき支給する柔整療養費、鍼、灸、あんま及びマッサージに係る療養費、補装具に係る療養費など
審査支払手数料	11,938,000	9,905,000	-2,033,000		診療報酬明細書の審査に係る手数料
高額療養諸費	527,800,000	450,800,000	-77,000,000		
高額療養費	527,000,000	450,000,000	-77,000,000		保健医療機関等の窓口で支払った3割又は2割の自己負担額の1箇月の負担額が被保険者の所得に応じて定められる限度額を超えた場合、その超えた部分を高額療養費として申請に基づき支給する。
高額介護合算療養費	800,000	800,000	0		1年間の介護サービス費と医療費それぞれの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に支給
出産育児諸費	8,004,000	8,004,000	0		
出産育児一時金	8,000,000	8,000,000	0		出産育児一時金は、被保険者が分娩をしたときに支給。支払手数料は、出産育児一時金を保険医療機関に直接支払うときの国保連合会に支払う手数料
支払手数料	4,000	4,000	0		
葬祭諸費	5,500,000	5,000,000	-500,000		葬祭費は、死亡した被保険者の葬祭を行ったときに支給
移送費	100,000	100,000	0		病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的、緊急的に必要があり、移送された場合に支給
傷病手当金	100,000	0	-100,000		新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金（歳入は特別調整交付金）R7.5.7申請受付終了
<b>3 款 国民健康保険事業費納付金</b>	<b>1,234,768,000</b>	<b>1,211,623,000</b>	<b>-23,145,000</b>	◎	
医療給付費分	843,460,000	792,323,000	-51,137,000		国民健康保険法の改正により、平成30年度から市町村に割り当てられる県への国民健康保険事業費納付金。保険税は、この納付金と市単独事業を賄うために賦課徴収する。 【令和8年度新規】子ども・子育て支援納付金
後期高齢者支援金等分	293,523,000	286,500,000	-7,023,000		
介護納付金分	97,785,000	103,700,000	5,915,000		
子ども・子育て支援納付金分		29,100,000	29,100,000		
<b>4 款 保健事業費</b>	<b>96,842,000</b>	<b>94,845,000</b>	<b>-1,997,000</b>	◎	
特定健康診査等事業費	56,478,000	54,656,000	-1,822,000		被保険者の健康維持増進のための事業、及び医療給付費の適正化のための事業などを行う経費で、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック費用助成、レセプト点検などに要する経費
保健事業費	40,364,000	40,189,000	-175,000	◎	
<b>5 款 国民健康保険基金積立金</b>	<b>200,000</b>	<b>1,279,000</b>	<b>1,079,000</b>	◎	前年度に発生した剰余金及び国民健康保険基金に係る利子を基金に積立
<b>6 款 公債費</b>	<b>100,000</b>	<b>250,000</b>	<b>150,000</b>	◎	一時借入金利子
<b>7 款 諸支出金</b>	<b>10,000,000</b>	<b>10,000,000</b>	<b>0</b>		過年度に係る国民健康保険税の還付金など
<b>8 款 予備費</b>	<b>10,000,000</b>	<b>10,000,000</b>	<b>0</b>		
合 計	5,326,000,000	5,002,000,000	-324,000,000		
歳入歳出差引額	0	0	0		
実質単年度収支	-177,219,000	-73,147,000	104,072,000		単年度収支から実質的な黒字要素（基金積立金）や赤字要素（基金取崩額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標 （単年度収支（当該年度の実質収支－前年度の実質収支）＋基金積立金－基金取崩額）

(参考：見込額)

年度末国保基金残高	431,078,000	357,931,000	-73,147,000	◎
1人当たりの保険税額	101,337	116,418	15,081	
1人当たりの保険給付費額	455,641	445,875	-9,766	
1人当たりの国保事業費納付金額	149,163	155,696	6,533	

令和 8 年度国民健康保険事業特別会計当初予算の補足説明

《令和 8 年度富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）について》

○国保会計予算のポイント

被保険者数の減少（見込）

年度	被保険者数 (4月～3月平均)	増減数・前年度比
令和5年度	9,325人	▲6.56%
令和6年度	8,780人	▲545人 ▲5.84%
令和7年度（見込）	8,273人	▲507人 ▲5.77%
令和8年度（見込）	7,782人	▲491人 ▲5.93%
※R7.11末時点被保険者数 8,245人		

- ・後期高齢者医療制度への移行や人口減少の影響により、令和8年度も被保険者数は減少する見込み。

これにより、令和8年度当初予算では、歳入の普通交付金、歳出の療養諸費等が減額となり、国保会計の予算規模が縮小する見込みとなっている。

国民健康保険税の増（見込）

科目	令和7年度	令和8年度（見込）	前年度比
国民健康保険税（現年計）	837,714,000円	855,587,000円	+2.1%
現 年 分	医療給付費分	533,340,000円	+6.7%
	後期高齢者支援金分	182,063,000円	+6.4%
	介護納付金分	70,121,000円	▲2.2%
	子ども・子育て支援納付金分	0円	24,032,000円

- ・令和8年度保険税率の改定により、保険税収入は増加となる見込み。

また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」の施行に伴い、令和8年度から医療、後期、介護分と合わせて【子ども・子育て支援納付金】が賦課されることから、対前年で2.1%の増となる見込み。

1人当たり保険税額 令和7年度当初予算 101,337円

令和8年度当初予算 116,418円（+15,081円）

（参考）令和7年度12月時点 107,512円（+6,175円 令和7年度当初予算との差）

（▲8,906円 令和8年度当初予算との差）

事業費納付金の減（確定係数による見込。【】内は子ども・子育て支援納付金を除いた額）

科目	令和7年度	令和8年度（見込）	前年度比
事業費納付金	1,233,845,046円	1,211,623,000円 【1,182,523,000円】	▲1.8% 【▲4.2%】
【参考】			
千葉県内市町村の納付金算定基礎額	1,612億1,261万円	1,643億9,588万円 【1,603億6,180万円】	+2.0% 【▲0.5%】
富津市の医療費指数※	0.997…	0.981…	▲1.6%
※医療費指数は納付金算定年度の直近3か年の医療費指数の平均値 令和7年度 平均0.997… 3年1.01… 4年0.99… 5年0.98… 令和8年度（見込） 平均0.981… 4年0.99… 5年0.98… 6年0.96…			

- 子ども・子育て支援納付金の新設に伴い、県全体の納付金総額は増加しているが、本市では、被保険者数の減少、及び納付金の各市町村への配分率に影響する医療費指数が減となったことにより、子ども・子育て支援金納付金を含む総額で減少する見込み。

以下、前年度に対する増減額が大きい科目や特に説明を要する部分について説明します。

● 歳入 (単位：円)

科目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
1款 国民健康保険税	837,714,000	905,750,000	+68,036,000	+8.1%

- ・現年度分は、保険税率の改定、子ども子育て支援納付金の新設により、70,063千円の増額の見込み。
- ・滞納繰越分は、納期内納付の推進や過年度分の適切な収納により翌年度への滞納繰越額が減少する見込みであるため、2,027千円の減額の見込み。

『予算額の見込方法』

○調定額及び収納率

調定額は、令和7年9月末時点の、被保険者の世帯構成、所得額を基に算出した1人当たり調定額に令和8年度の被保険者数見込を乗じて算出した。

収納率は、令和2年度から令和6年度の平均収納率とした。

R7 [92.5%] → 0.8ポイント増の [93.3%] とした。 ※現年普徴分

科目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
2款 使用料及び手数料	300,000	200,000	▲100,000	▲33.3%

- ・令和7年12月富津市議会定例会で、『督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』が議決され、令和8年4月1日から国民健康保険税を滞納した際に送付する督促状に係る手数料が廃止されることとなった。
- ・当該条例の経過措置により『この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。』とされていることから、令和7年度以前の滞納繰越分に係る督促手数料のみとなり、令和8年度から減少していく見込み。

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
3款 国庫支出金	660,000	0	-660,000	皆減
デジタル基盤改革 支援補助金	660,000	0	-660,000	皆減

- ・令和8年度は、国補助制度の対象となる国民健康保険システム関連の改修等の予定なし（令和7年度は、高額療養費支給システム改修を実施。）。

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
4款 県支出金	3,861,096,000	3,551,995,000	▲309,101,000	▲8.0%
普通交付金	3,783,838,000	3,479,805,000	▲304,033,000	▲8.0%

- ・被保険者数の減少による保険給付費（歳出）の減に伴い、交付額も減額する見込み。

※詳細は歳出で説明

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
5款 財産収入	200,000	1,279,000	1,079,000	+540%

- ・国民健康保険基金の積立金の利率上昇に伴い、増額となる見込み。

予算要求時の利率（見込み） 令和7年度 0.2%

令和8年度 0.5%

科目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
6款 繰入金	602,126,000	508,871,000	▲93,255,000	▲15.5%
出産育児一時金繰入金	5,334,000	0	▲5,334,000	皆減
国民健康保険基金繰入金	177,418,000	74,426,000	▲102,992,000	▲58.1%

- ・出産育児一時金繰入金は、出産した被保険者に対し一時金を給付し、その給付額の3分の2を一般会計から繰り入れしている。また、一般会計から繰り入れた額については、地方交付税により措置（補てん）される。

令和8年度から、出産育児一時金の給付は従前のおり市町村が実施するが、「出産育児交付金」制度が開始されることに伴い、繰入金及び当該繰入金に係る地方財政措置が廃止されることとなった。

「出産育児交付金」は、千葉県の歳入となり、各市町村が県に収める納付金（医療分）の算定過程において減算・調整することとなったことから、市町村国保特別会計では、繰入金廃止により収入減となるが、納付金減額により支出減となる見込み。

- ・国民健康保険基金繰入金は、保険税収入の増及び納付金の減により、実質単年度収支の赤字額が縮小する見込みであることから、繰入額も減少する見込み。

科目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
8款 諸収入	23,903,000	33,904,000	+10,001,000	+41.8%
延滞金	20,800,000	30,801,000	+10,001,000	+48.1%

- ・国民健康保険税の延滞金、第三者行為や不当利得等による保険給付費の返納金などの収入のうち、延滞金について、過去5年の決算額で最も低い額を基に、概ね同額を見込んでいるところ、延滞金の実績から増加を見込んでいる。

#### 延滞金決算額の過去5年の最低値

令和7年度要求時 19,030,070円（令和元年度決算額）

令和8年度要求時 30,518,757円（令和2年度決算額）

● 歳 出 (単位：円)

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
2 款 保険給付費	3,797,442,000	3,492,809,000	▲304,633,000	▲8.0%
療養諸費	3,255,938,000	3,028,905,000	▲227,033,000	▲7.0%
高額療養諸費	527,800,000	450,800,000	▲77,000,000	▲14.6%

- ・ 主な要因は、被保険者数の減による。
- ・ 直近5か年の1人当たり給付額及び増減率の実績から1人当たり給付見込額を算定し、被保険者数（見込）を乗じて見込む。

令和6年度までは、1人当たり給付額は増加傾向にあったが、令和7年度は、11月時点で対前年の1人当たり給付額が減となる見込みであることから、令和8年度の1人当たり給付額を減として見込んでいる。

1人当たりの保険給付費額 令和7年度予算 455,641円

令和8年度予算 445,875円 (-9,766円※)

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
3 款 国民健康保険事業費納付金	1,234,768,000	1,211,623,000	▲23,145,000	▲1.9%
医療給付費分	843,460,000	792,323,000	▲51,137,000	▲6.1%
後期高齢者支援金等分	293,523,000	286,500,000	▲7,023,000	▲2.4%
介護納付金分	97,785,000	103,700,000	5,915,000	+6.0%
子ども・子育て支援納付金分		29,100,000	29,100,000	新規

- ・ 保険料収納必要総額（＝納付金算定の基礎額）の減少により、『医療給付費分』『後期高齢者支援金等分』は減となっている。
- ・ 『介護納付金分』は、県全体及び本市の保険料収納必要総額は減となっているが、所得に応じた納付金配分比率が、県内他市町村と比較して増加したことにより増となる見込み。
- ・ 『子ども・子育て支援金納付金』は、令和8年度制度開始に伴う増。

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
4款 保健事業費	96,842,000	94,845,000	▲1,997,000	▲0.2%
保健事業費	40,364,000	40,189,000	▲175,000	▲0.4%

- ・医療の適正化のうち、薬剤の重複・多剤投与者への適正化について、令和7年度は、対象者の抽出をシステムで一括して行うことができるようになった。

服薬適正化通知件数 令和6年度 10件

令和7年度（12月末現在） 67件

- ・令和8年度も引き続き特別調整交付金を活用し、薬剤の重複・多剤投与者を一括して抽出することができるシステムを利用し、服薬適正化事業を実施する。

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
5款 国民健康保険基金積立金	200,000	1,279,000	1,079,000	+540%

- ・歳入5款 財産収入の増に伴い増額とした。

科 目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額	増減率
6款 公債費	100,000	250,000	150,000	+150%

- ・収入と支出の時期の乖離のため発生する一時的な歳計現金の不足に対応するため、金融機関から年度を超えない範囲で行う短期での借り入れ（一時借入）を行った場合の借入金に係る利子を支出するための科目であり、借入利率の増により増額とした。

借入利率 令和7年度 0.2%

令和8年度 0.5%

● 参考：見込額 (単位：円)

	令和7年度末 見込	令和8年度末 見込	増減額
国民健康保険基金残高	431,078,000	357,931,000	▲-73,147,000

- ・ 令和7年1月5日現在基金残高 532,189,276 円
- 令和7年度基金繰入額 (見込・3月補正) -101,822,000 円
- 令和7年度基金積立額 (見込・基金利子) + 710,000 円
- 431,077,944 円 ≒ 431,078,000 円
- 令和8年度基金繰入額 (見込) - 74,426,000 円
- 令和8年度基金積立額 (見込・基金利子) + 1,279,000 円
- 令和8年度末基金残高 (見込) 357,930,944 円 ≒ 357,931,000 円

## 報告事項

富津市国民健康保険事業特別会計中期見通しの  
中間報告について

## 中期収支見通しにおける推計値（見込値）の検証

### 1 令和7年度（推計値との比較）

国保税が約5,500万円上振れしたが、保険給付費の減少に伴う県支出金のうち普通交付金が減となったことなどにより、収支に係る推計値との差は、約5億円の減額の見込み。

### 2 令和11年度（最終年度値の比較）

保険給付費の減少と、保険給付費の減少に伴う県支出金の減などにより、収支に係る推計値との差は、約1億1千万円の減額の見込み。

### 3 実質単年度収支

令和7年度の実質単年度収支は、国保税収の上振れ分等もあり、推計値と比較し、約1千6百万円の増額となった。

令和8年度以降の実質単年度収支もマイナスとなる見込みであるため、その補填を引き続き国保基金で賄う必要がある。

### 4 国保基金残高

国保基金について、「策定時の推計値（青の棒グラフ）」と「実績に基づく更新後の推計値（オレンジの棒グラフ）」を比較すると、概ね策定時の推計値で推移する見込み。

基金残高の推移（策定時との比較）



富津市国民健康保険事業特別会計 収支見込（令和8年1月時点） 令和7年度策定時点との差

【表示されている値は、R8.1月時点で更新した値からR7策定時の値を控除した値。歳入で黒字の場合は収入額がR7策定時点より増加、歳出で黒字の場合は支出額が増加していることを示す。】

(歳入)

款名	実績値←					→推計値				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1 国民健康保険税	0	0	0	-3,004	54,809	30,705	67,709	68,695	51,369	
2 使用料及び手数料	0	0	0	-87	-152	-176	-270	-328	-376	
3 国庫支出金	0	0	0	-20	482	0	0	0	0	
4 県支出金	0	0	0	-210,744	-530,978	-236,513	-168,683	-174,448	-172,617	
5 財産収入	0	0	0	1	523	1,090	1,090	1,090	1,090	
6-1 一般会計繰入金	0	0	0	-4,934	-7,940	6,999	6,001	6,769	7,421	
6-2 基金繰入金	0	0	0	36,502	-18,758	15,696	-20,678	-9,437	5,793	
7 繰越金	0	0	0	0	20,486	0	-0	0	0	
8 諸収入	0	0	0	6,352	-16,177	-9,473	-3,065	-3,955	-5,532	
歳入合計	0	0	0	-175,934	-497,704	-191,672	-117,896	-111,613	-112,853	

(単位：千円)

(歳出)

款名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1 総務費	0	0	0	-3,755	-9,414	6,556	4,292	4,263	4,071
2 保険給付費	0	0	0	-182,755	-507,390	-234,191	-167,156	-174,263	-171,320
3 国民健康保険事業費納付金	0	0	0	-914	0	35,168	46,716	60,296	56,960
共同事業拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 保健事業費	0	0	0	-7,283	1,828	1,353	-1,081	-1,107	-1,601
5 基金積立金	0	0	0	150	18,034	0	0	0	0
6 公債費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 諸支出金	0	0	0	-1,864	-762	-557	-668	-802	-962
8 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	0	0	0	-196,420	-497,704	-191,671	-117,896	-111,614	-112,853

歳入歳出差引額	0	0	0	20,486	0	0	0	0	0
実質単年度収支	0	0	0	-15,866	16,306	-15,697	20,678	9,437	-5,793

【参考】

実質単年度収支（令和7年1月時点）	-26,264	-37,636	-81,125	-116,855	-120,580	-27,346	-67,741	-86,391	-90,712
実質単年度収支（令和8年1月時点）	-26,264	-37,636	-81,125	-132,721	-104,274	-43,043	-47,062	-76,954	-96,505

国保基金増減高	0	0	0	-36,352	36,792	-15,696	20,678	9,437	-5,793
国保基金残高	0	0	0	-36,352	440	-15,256	5,422	14,859	9,066

【参考】

国保基金残高（令和7年1月時点）	687,635	664,721	618,299	551,219	430,639	403,293	335,553	249,162	158,450
国保基金残高（令和8年1月時点）	687,635	664,721	618,299	514,867	431,079	388,037	340,975	264,021	167,516

富津市国民健康保険事業特別会計 収支見込（令和8年1月現在）

款名	実績値←					→推計値		税率改定		(単位：千円)	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
1 国民健康保険税	1,041,424	990,257	952,451	908,851	892,519	905,752	880,393	843,828	799,358		
2 使用料及び手数料	421	346	313	309	236	200	100	50	5		
3 国庫支出金	350	84	101	1,093	1,142	0	0	0	0		
4 県支出金	4,039,980	3,847,617	3,746,305	3,565,804	3,149,413	3,245,800	3,220,310	3,116,489	2,967,839		
5 財産収入	9	60	6	190	712	1,279	1,279	1,279	1,279		
6-1 一般会計繰入金	420,062	401,460	434,311	424,144	417,357	428,797	415,448	405,463	397,532		
6-2 基金繰入金	120,000	120,000	130,000	150,000	101,822	43,042	47,062	76,954	96,505		
7 繰越金	39,776	99,200	84,478	49,775	20,487	0	0	0	0		
8 諸収入	49,193	48,503	43,428	58,083	29,022	35,542	41,396	40,232	39,057		
歳入合計	5,711,215	5,507,527	5,391,393	5,158,250	4,612,709	4,660,412	4,605,988	4,484,295	4,301,575		

款名	実績値←					→推計値		税率改定		(単位：千円)	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
1 総務費	181,461	152,949	146,064	165,106	168,046	182,031	179,596	191,591	193,563		
2 保険給付費	3,947,299	3,760,561	3,663,706	3,512,277	3,100,368	3,169,859	3,143,465	3,028,448	2,878,185		
3 国民健康保険事業費納付金	1,363,583	1,329,603	1,369,180	1,327,953	1,233,845	1,215,537	1,193,419	1,174,622	1,140,150		
共同事業拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4 保健事業費	70,948	75,676	74,752	78,511	83,980	84,694	82,441	82,571	82,068		
5 基金積立金	34,312	97,086	83,578	46,568	18,034	0	0	0	0		
6 公債費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7 諸支出金	14,411	7,174	4,339	7,346	8,435	8,291	7,067	7,063	7,608		
8 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
歳出合計	5,612,014	5,423,049	5,341,618	5,137,763	4,612,708	4,660,412	4,605,989	4,484,295	4,301,575		

歳入歳出差引額	99,200	84,478	49,775	20,487	0	0	0	0	0
実質単年度収支	-26,264	-37,636	-81,125	-132,721	-104,274	-43,043	-47,062	-76,954	-96,505

国保基金増減高	-85,688	-22,914	-46,422	-103,432	-83,788	-43,042	-47,062	-76,954	-96,505
国保基金残高	687,635	664,721	618,299	514,867	431,079	388,037	340,975	264,021	167,516
財源不足額	単年度						0	0	0
	累積						0	0	0